

『高額療養費』の意外な盲点

ファイナンシャル・プランナー 浅見 浩

(70歳未満の一般所得者の場合)

医療費が100万円かかっても30万円ではなく8万円程度の負担で済む。

これが、公的医療保険の高額療養費制度です。

ただ、この制度を効果的に利用するにはいくつかのポイントがあります。

今回はこのポイントについてお伝えします。

ポイント1 先進医療の技術料は対象とならない。

あくまで、健康保険が適用されるものが対象です。

ポイント2 計算は「病院ごと」「診療科目ごと」

病院が違えば、医療費は別計算になります。また、同じ病院での医療費でも診療科目(外科、内科など)が異なれば別計算です。

ポイント3 計算は「月ごと」に

2月に28日に5万円、3月1日に10万円を支払った場合、高額療養費の対象となるのは、約8万円を超える10万円だけです。

ポイント4 計算は「入院」「通院」を合算できない。

「入院」「通院」はそれぞれ別計算です。

ポイント5 家族で合算できる場合がある。

1か月間に家族の2人以上が医療費の支払いをした場合、1人21000円

以上の支払いがなければ、合算できます。その結果、約8万円を超えれば高額療養費の対象となります。

ポイント6 原則請求が必要

原則、高額療養費を受けるには請求が必要です。2年間で時効になります。

ポイント7 その他

直近1年以内に高額療養費給付に該当する回数月が3回以上あった場合、4回目以降は自己負担額がさらに減額されます。一般の所得者の場合の自己負担額は44000円に減額されます。

高額療養費については、マネー雑誌などでよく掲載されるので、この制度を知っている方が多くなりました。

でも、細かい条件までご存知の方はまだ少ないようです。

条件を良く理解して上手に活用しましょう。

(参考) 70歳未満の一般所得者の場合

A: 自己負担額: $8万100円 + (総医療費 - 26万7000円) \times 1\%$

B: 戻ってくるお金 = 支払った金額 (総医療費の3割) - A

事前に手続きをすれば、病院の窓口で、最初からAの金額を支払えば良いという制度もあります。

高額療養費、公的年金、年末調整など国から還付を受けようと思う場合は基本的にこちらから申請が必要になります。

何もしないと、もらい損になりますので、ご注意を!!